

規 則

埼玉県自転車競走在席投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十八号

埼玉県自転車競走在席投票実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走在席投票実施規則（平成十六年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号中「違反する」を「違反し、若しくは違反するおそれがある」に改め、同号を同条第九号とする。

第五条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 埼玉県自転車競走キャッシュレス投票実施規則（令和三年埼玉県規則第二十六号）第十一條第一項又は第十二條第一項の規定によりキャッシュレス投票を停止されている者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。